

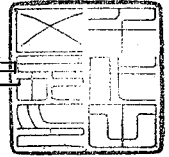
千代田区告示第 31 号

平成 30 年度賃金下限額について

千代田区公契約条例（平成 26 年千代田区条例第 1 号）第 5 条第 2 項の規定により、平成 30 年度における賃金下限額を定めたので、以下のとおり告示する。

平成 30 年 3 月 15 日

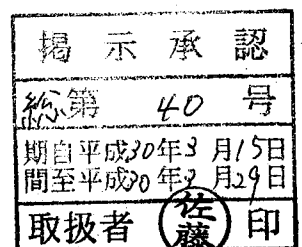
千代田区長 石川 雅己



(1) 工事又は製造の請負契約の賃金下限額

単位：円（1時間当たり）

No.	職 種	賃金下限額
1	特殊作業員	2, 494
2	普通作業員	2, 172
3	軽作業員	1, 560
4	造園工	2, 236
5	法面工	2, 817
6	とび工	2, 838
7	石工	2, 881
8	ブロック工	2, 666
9	電工	2, 602
10	鉄筋工	2, 860
11	鉄骨工	2, 666
12	塗装工	2, 936
13	溶接工	3, 139
14	運転手（特殊）	2, 451
15	運転手（一般）	2, 033
16	潜かん工	3, 118
17	潜かん世話役	3, 688
18	さく岩工	2, 957
19	トンネル特殊工	3, 053
20	トンネル作業員	2, 527
21	トンネル世話役	3, 397
22	橋りょう特殊工	3, 118
23	橋りょう塗装工	3, 237
24	橋りょう世話役	3, 569



No.	職 種	賃金下限額
25	土木一般世話役	2,602
26	高級船員	3,075
27	普通船員	2,430
28	潜水士	4,257
29	潜水連絡員	2,936
30	潜水送気員	2,914
31	山林砂防工	2,838
32	軌道工	4,687
33	型わく工	2,699
34	大工	2,656
35	左官	2,871
36	配管工	2,334
37	はつり工	2,602
38	防水工	3,108
39	板金工	2,893
40	タイル工	2,377
41	サッシ工	2,656
42	屋根ふき工	1,726
43	内装工	2,871
44	ガラス工	2,580
45	建具工	2,527
46	ダクト工	2,279
47	保温工	2,312
48	建築ブロック工	2,451
49	設備機械工	2,344
50	交通誘導警備員A	1,527
51	交通誘導警備員B	1,323

(2) 工事又は製造の請負以外の請負契約及び業務委託契約の賃金下限額

単位：円（1時間当たり）

賃金下限額	1,042
-------	-------

(3) 指定管理協定の賃金下限額

単位：円（1時間当たり）

賃金下限額	1,042
-------	-------